

## 【救済対象】変更後の認定期日が「2022年12月31日」 研修関連施設更新申請条件

研修関連施設の資格更新条件は以下とし、更新は**3年毎**とする。

- ① 心血管カテーテル治療専門医または名譽専門医が少なくとも1名常勤していること。
- ② 研修関連施設は**3年間**で200例以上のカテーテル治療（ただし100例以上は冠動脈形成術を必須とし、200例のうちシャントPTAを25例まで認める）を実施し、緊急時に対応できる心臓血管外科施設との連携が維持されていること。
- ③ J-PCI、J-EVT/SHD（外科領域レジストリー含む）レジストリーに参加し、施行した症例の全例登録を行っていること。なお、研修施設から研修関連施設への格下げ新規申請、および、研修関連施設から研修施設への格上げ新規申請の場合も、継続して施行した症例の全例登録を行っていること。全例登録を行っていない場合は、その年の新規申請は認められず、認定施設の資格は喪失する。
- ④ 施設訪問によるデータ照合（Audit）の依頼があった場合、監査を受けること。

**治療実績該当期間：2020年1月1日～2022年12月31日までの3年間**

※通常、更新時に2年間のカテーテル治療実績数（研修施設400例以上／研修関連施設200例以上）が必須となります。COVID-19の影響による救済措置では、認定から、もしくは最終更新後の認定開始日から今回認定期日（COVID-19救済後の認定期日）までの3年間のカテーテル治療実績数をお認めします。更新規定と内容が一部異なりますので赤字で記載しております。なお、今回の更新のみの救済措置となります。